

2017年7月10日

一般社団法人日本ヒーブ協議会 川口徳子

「加工食品の原料原産地表示制度」に関する
食品表示基準改正（案）への意見・要望

生活者と企業のパイプ役として消費者にとって解りやすい表示を推進している立場から、意見・要望を上げさせていただきます。ご検討くださいますようお願い致します。

1. 使用計画の注意書き・期間について

12-2 に、「③〇〇の産地は、平成 29 年の使用計画の順に基づき表示。平成 30 年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。」が追加になったことに賛同する。

【理由①】

- ・使用計画を継続する年度の記載があるので、消費者にとって理解しやすい。事業者の誤解を防ぐことも出来る。
- ・販売や流通の状況による包材切り替えの調整期間、表示の変更（改版）にかかる期間（通常 3～6 か月）から見て、効率的に切り替えが出来て良い。

<参考> 会員企業で調査した表示の変更にあする時間：3～6 か月（約 10～15 週間）

（ラミネートフィルムの場合）（企画・試作のぞく）

(1) 版下の作成（2 週間）

(2) 工場でのシステム登録（2 週間）：原材料情報の取得、確認、登録

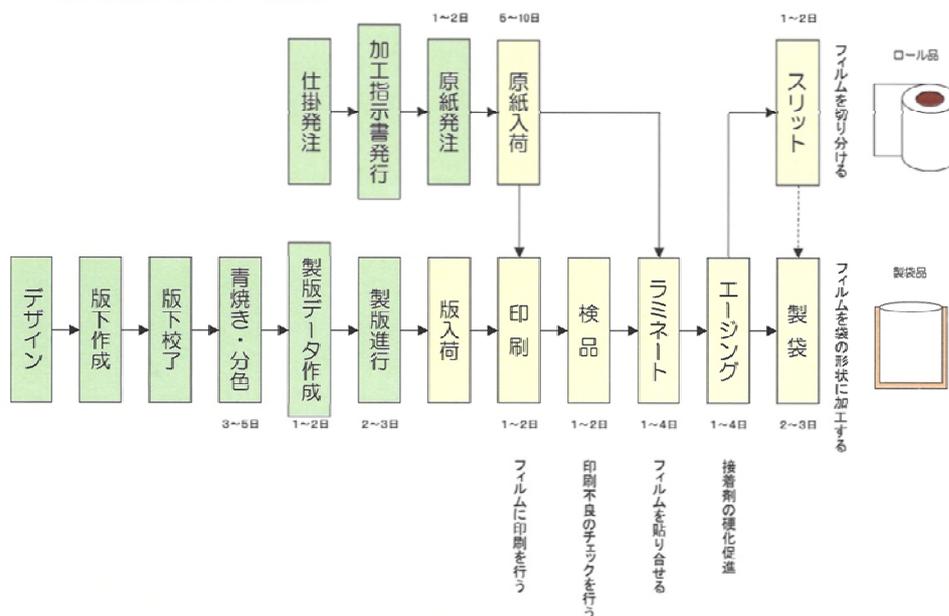
(3) 本社でのシステム承認（2 週間）：商品情報の精査、製造部門での審査、

品質保証部門での審査・承認、商品カルテの発行

(4) 校了から納品まで（3 週間）

※缶詰の場合は 6～8 週間

*納期はラインの込み具合にもよるので、更に遅れる場合もある



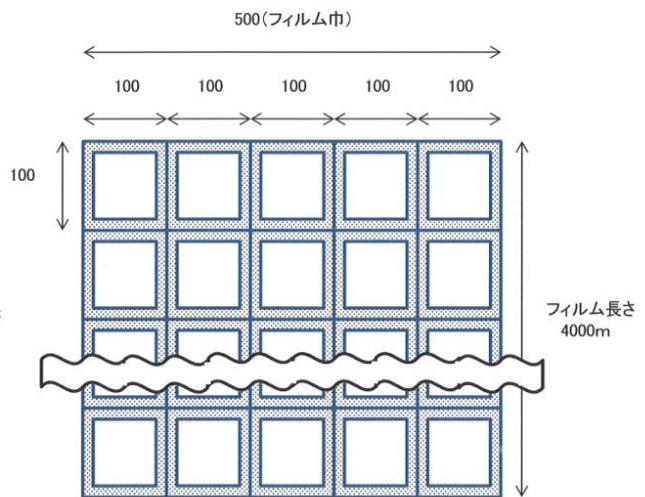
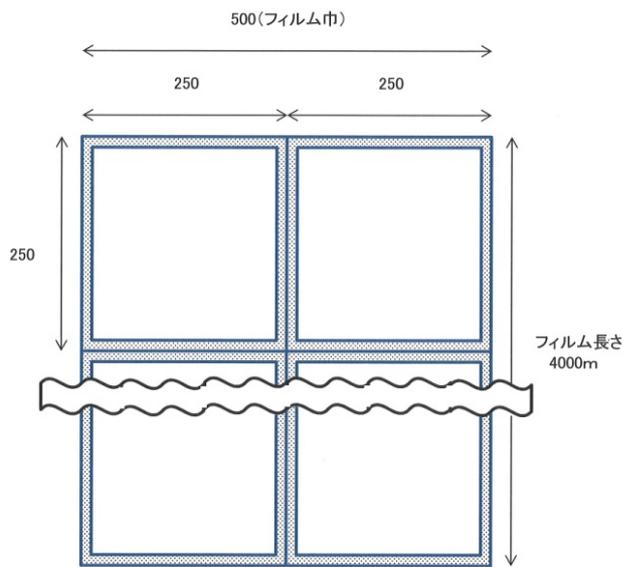
(5) 在庫調整・製造計画（1 週間）

【理由②】

- ・販売状況等により、製造開始後1年の段階で仮に包材在庫が生じたとしても、1年以内に余裕をもって計画的に切り替えることができ、環境配慮から見ても合理的。

<参考>

- ・ラミネートフィルムの作成には、通常500mm幅×長さ4,000mのフィルムを使う。
- ・フィルム幅250mm・ピッチ250mmで、110×250(背シール幅15)mmの商品であれば2丁取りとなり、最少で $4,000\text{m} / 0.25 \times 2 \text{丁} = 32,000$ パック分が出来る(図1)
- ・小袋など、フィルム幅100mm・ピッチ100mmで、50×100(背シール幅15)mmの商品であれば5丁取りとなり、最少で $4,000\text{m} / 0.1 \times 5 \text{丁} = 200,000$ パック分が出来る(図2)



2. 「又は表示」(可能性表示) について

1) 呼称について

- ・「可能性」という言葉は消費者に誤解を招く恐れがある。また、事業者が「実際は違って良い」と勘違いして法令違反になるのを避けるためにも、見直すことに賛同する。
- ・切替え産地の列挙を「又は」でつなぐ表示であることを明確にする言葉でもあり、内閣府令に“「又は」の文字を用いて表示することができる。”との記載があることから、「又は表示」に統一するのは良い。
- ・「又は」は、数学用語(和集合)と日常用語(XかYのどちらか一方で両方が含まないことが多い)では違うが、XとYの両方の国が同じ商品に使用されていたとしても、XとY以外の国は入らないので、情報伝達としては問題ない。

2) 「又は表示」について

- ・1. 【理由①】【理由②】の包材作成の現状から見ても、頻繁に包材を変更するのは困難であり、「事業者の実行可能性」を確保するためには、原則の「国別重量順表示」に加えて「又は表示」を採用するのはやむを得ない。
- ・日常の消費者とのコミュニケーションの中で、過去の実績で複数の国を伝えたとしても、順番を聞かれることも、消費者の手元にある商品の賞味期限での調査を求められることもほとんどない。現状から見て「又は表示」は消費者の理解を得られると思われる。

<参考>

- ・肉・野菜を原材料とする加工食品や冷凍食品を製造する会員企業での、2016年度1年間の受付件数の調査では、原料原産地の問合せのうち「手元にある商品の賞味期限で原料原産地を調べて欲しい」と申し出があったのは約1.2%であった。

【資料】肉・野菜を原材料とする加工食品・冷凍食品等を製造する会員企業での受付件数
※2016年度(2016年4月～2017年3月)のフリーダイヤル受付件数の割合

	受付件数	原料原産地	(事件・ 疾病)	(都道府県 まで確認)	(賞味期限 で確認)	(賞味期限で確認) ／原料原産地
A	約 9,000	135	(10)	(5)	(1)	(約 0.7%)
B	約 12,000	438	(107※)	(13)	(5)	(約 1.1%)
C	約 1,200	12	(1)	(3)	(1)	(約 8.3%)
D	約 70	3	(0)	(0)	(0)	-
推定		588			(7)	(約 1.2%)

※うち、101件が3月のブラジル産鶏肉関連

3. 使用計画の合理的な説明の記載について

14-1②に、「なお、自然災害や家畜の伝染性疾病の発生、港湾スト等による船舶輸送の停止など突発的な事由に起因し、食料の安定供給に著しい影響を及ぼすおそれがある場合であれば、合理的な説明は可能と考えています。」および、2が追加になったことに賛同する。

【理由】

- ・「災害など突発的な事由」がより具体的な記載になっているので、消費者・事業者双方にとって理解しやすく、かつ、事業者の拡大解釈を防げる。
- ・事象毎に対応が異なるので、類型をしめすのが難しいのも理解できる。

4. 経過措置期間を平成34年3月31日にすることについて

消費者・事業者への普及・啓発、データ収集、表示検討、包材作成、包材切り替え等を考えると妥当と考える。

【理由】

- ・仮に、現段階で過去実績が不明であったとしても、これから過去実績を取ることで、経過措置期間までにスムーズに切り替えることができる。
(例：平成30年の実績で、平成32年から掲載することが可能)
- ・現在、旧表示から新表示に徐々に切り替えをしている段階であり、まだ改版がされていない商品から優先的に原料原産地表示も行い、すでに改版されている商品はその後に行う、など計画的に切り替えをすることができて合理的。
- ・食品表示基準の経過措置期間(平成32年3月31日)の2年後の平成34年3月31日とするのは、消費者・事業者双方にとって共通認識もはかりやすい。

5. 総論について

経過措置期間の延長や、例外表示の過去実績の1年以上の取り方、使用計画の注意書き、類似商品の過去実績の転用、使用計画の合理的な変更への配慮など、消費者視点を踏まえた上で、事業者の実行可能性を考慮した見直しをして頂いた。

「可能性表示」の呼称も、消費者・事業者に誤解を生じさせないように「又は表示」に見直して頂いた。

解りやすいパンフレット等による消費者への啓発活動、事業者への普及活動、また監視体制では都道府県ごとの食品表示監視協議会と連携して取り組むとのことで、完全施行までの4年半の間に十分な体制が整うことと期待している。

何度も申し上げているが、監視の前に、普及・啓発です。事業者が十分な説明を受けないうまま、勘違いやケアレスミスを起こすことがないように、それによって監視に迫られることにならないように、是非とも事業者への啓発をして頂きたい。

今回の原料原産地表示制度は、「国別重量順表示」と複数の例外表示が混在し、今までにない表示方法を採用しているため、まずは事業者が正確に理解することが必須となる。従来の方法のみならず、特に中小企業に焦点をあてて、効率的に川上から全ての事業者にもれなく正確に普及・啓発する方法の検討に力を入れて頂きたい。

以上